

○ 大宮西部地区 当日出された質問及び回答

No.	カテゴリ	Q	A
1	アンケート	アンケートの対象は、説明にあった「区画整理地区及びその周辺の住民、本籍人、法人及び権利者」だけか。	基本的にはそのとおりですが、「〇〇番地△」という土地に建てられた建物に「〇〇番地」という住所の表記とされている方もいらっしゃいます。 区画整理地区の地番一覧により、データの抽出を行っておりますが、枝番である“△”を含めて抽出しますと、必要以上に対象者を絞ってしまい、本来送られるべき方に送られないといったことが発生してしまうため、「〇〇番地」といった形でデータの抽出を行っております。 そのため、町名変更の対象外である方にも、アンケートが一部届いている可能性があります。
2	アンケート	他に、どんな町名案があがったのか。この2案以外に、別の案はなかったのか。	市からは、わかりやすい町名案として選択肢1(西大宮)を、昔からの地名を活かした町名案として選択肢2(高木東・清河寺西・指扇北)を、自治会長や区画整理審議委員の皆様へ提示させていただきました。 これら以外にも、何か案がないかお聞きしましたが、とくにございませんでした。
3	アンケート	「西大宮」という名前は、誰が考えたのか。	「西大宮」という名前につきましては、駅名が「西大宮駅」であることと、当地区の開発プロジェクト名が「Liv-Field西大宮」であることから、わかりやすい町名として提案させていただきました。
4	町名変更	町名変更のメリット・デメリットは。	区画整理地区においては、仮に町名を変更しないとしても、区画整理の完了により、少なくとも大字界や地番が変更となるため、住所は必ず変わります。 それであれば、地番にルールがなくわかりにくい大字の住所ではなく、町名を変更し一定のルールにより地番を振り直すことにより、お住まいの皆様だけでなく訪れた方にとってもわかりやすい住所となりますので、メリットは大きいと考えております。
5	町名変更	案としては、これで確定なのか。	市議会へ提出する「案」としましては、これで決定とさせていただきたいと考えております。
6	町名変更	今回対象となる地区の外について、町名が変更となる計画はあるか。	現在のところ、その他の地区につきましては、町名変更の予定はございません。 現在、わかりやすい住所の表記について、市全体として検討しているところでございます。 当地区がいつ、といったお約束は現時点ではできませんが、何卒ご了承いただきますよう、お願いいたします。
7	町名変更	「平成29年中」ということであるが、何月というのはいつわかるのか。	区画整理は「事業計画」により事業を実施しておりますが、現行の事業計画では、事業期間が「平成28年度」までとされております。 ただ、工事の進捗等により、期間が延伸となる可能性もございますので、今のところ「平成29年中」といった表記とさせていただきます。 詳細がわかり次第、市ホームページにてご案内させていただきたいと考えております。

No.	カテゴリ	Q	A
8	手続き等	登記の住所変更手続きに登録免許税はかかるのか。	各区役所区民課で交付する「住所変更証明書」をご持参いただければ、登録免許税は免除となります。
9	手続き等	仕事があるので平日に役所へ行けない。期間限定でよいので、休日に窓口を開設できないか。	現在も、各区役所につきましては、毎月最終日曜日と3月の最終土曜日に窓口を開庁しております。(支所・市民の窓口は対象外。) 期間限定での休日窓口の設置につきましては、今後検討させていただきます。
10	手続き等	住所変更証明書は、URでは出さないの	市(各区役所区民課)で交付いたします。
11	手続き等	住所対照表は、市の窓口で見せてくれるのか。	個人情報(氏名)を抜いたものについては、市の窓口でご覧になれるとともに、市ホームページへ公開いたします。
12	手続き等	今回の町名変更に伴い、建築等にかかる法的制限についても変更となるのか。	今回はあくまで、町名・町界を変更するものであり、それ以外の法的制限につきましては、何ら変更となるものではございません。
13	手続き等	市街化調整区域に変更はないか。	今回はあくまで、町名・町界を変更するものであり、市街化調整区域が変更となるものではございません。
14	手続き等	町名・町界が変更となると、自治会エリアも変更しなければならないか。	自治会エリアにつきましては、町名・町界変更により直ちに変更となるものではありません。
15	手続き等	法人への通知は、権利者だけでなくテナントにも行われるのか。	権利者だけでなく、テナントに対しても調査のうえ、通知を行わせていただきます。
16	手続き等	県税事務所へも、住所変更がある旨伝えてもらえるのか。税の通知等に誤配があると困るので、きちんと対策をしてほしい。	県税事務所をはじめ、関係機関に対しましては、住所が変更となる旨と新旧対照表を送付し、新住所移行後に誤配等がないよう、対策を講じてまいります。
17	手続き等	自治会に加入していない方もいるので、その方たちへの案内をもっと丁寧にしてほしい。	承知しました。今後も、自治会に加入していない方も含め、皆様へのご案内につき、漏れがないよう徹底してまいります。
18	その他	地元説明の経緯を教えてください。	2年ほど前より、区画整理の施行者であるUR都市機構と協議を重ね、今年5月に、対象地区にかかる自治会長の皆様にお集まりいただき、町名変更の進め方について説明を行いました。その際、自治会の取扱いについてお問い合わせがございましたので、過去に、町名変更に合わせて自治会を再編した実例があるかについて、後日改めて説明させていただきました。それと合わせ、区画整理審議会に同席させていただき、審議委員の皆様へ説明を行いました。その後、アンケート実施前に、地元の方から「場所と人を確保するので、説明を行ってほしい。」との要望がございましたが、実現には至りませんでした。
19	その他	他の回では、どんな質問が出たのか。	多くは、住所変更手続きに関するものでございますが、地元への説明が足りないといったお叱りを受けてまいりました。こういった意見を踏まえ、今後も引き続き丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

No.	カテゴリ	Q	A
20	その他	<p>町名・町界を変更するにあたっては、まずは地元に入って住民に説明を行い、案がまとまらなければアンケート、というのが本来のやり方である。</p> <p>唐突にアンケートが送られてきてこの説明会というのは、順番がおかしいのではないか。</p> <p>このようなやり方は、認められない。</p> <p>まだ時間はあるのだから、もう1回、アンケートをやり直すべきである。</p>	<p>本市では今までも、区画整理完了地区において町名・町界の変更を実施してきており、そのやり方を踏まえつつ、自治会長や区画整理審議委員の皆様にご意見をいただきながら、準備を進めさせていただいております。</p> <p>今回の町名・町界変更につきましては、区画整理の換地処分に合わせて実施しなければなりませんので、平成29年中に換地処分ということですので、平成28年6月市議会での議決が必須でございます。</p> <p>そこから逆算しますと、どうしてもこのようなスケジュールとなってしまいますので、大変申し訳ございませんが、アンケートをやり直す予定はございません。</p> <p>ただ、まだ時間はございますので、もし地域よりご要望がございましたら、町名変更の重要性について、再度ご説明に伺いたいと考えております。</p> <p>何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>